

平成23年第6回美幌町議会臨時会会議録

平成23年7月14日 開会

平成23年7月14日 閉会

平成23年7月14日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
(提出案件の概要説明)
日程第 3 議案第 46号 美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 47号 平成23年度美幌町一般会計補正予算(第5号)について

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------------|-----|---------------|
| 1番 | 新 鞍 峯 雄 君 | 2番 | 大 江 道 男 君 |
| 3番 | 早 瀬 仁 志 君 | 4番 | 柏 葉 久 子 君 |
| 5番 | 中 嶋 すみ江 君 | 6番 | 松 浦 和 浩 君 |
| 7番 | 上 杉 晃 央 君 | 8番 | 岡 本 美代子 君 |
| 副議長 | 9番 坂 田 美栄子 君 | 10番 | 宗 像 密 瑠 君 |
| 11番 | 大 原 昇 君 | 12番 | 吉 住 博 幸 君 |
| 13番 | 橋 本 博 之 君 | 議長 | 14番 古 館 繁 夫 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定による出席説明者

美幌町長 土谷 耕治 君

○地方自治法第121条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	福 祉 主 幹	井 上 和 俊 君
教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君	学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君
監 査 委 員 室 長	武 田 孝 司 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	高 坂 登 貴 雄 君	次 長	荒 井 紀 光 子 君
議 事 係 長	水 上 修 一 君	庶 務 係 長	松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番上杉晃央さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

去る7月12日及び本日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕平成23年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、7月12日及び本日7月14日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定1件、補正予算案1件、以上の2件であります。

したがって、本臨時会の会期については、本日1日限りといたしたいと思っております。

なお、美幌町自治基本条例に基づき、本会議における議案審議の質疑においては、6月定例会から一問一答形式を導入しているところではありますが、その取り扱いについて一部変更いたしたいと存じますので、職員の方々にも御理解を賜りたいと思っております。

その内容といたしまして、質疑の方式といたしまして、1回目から一問一答方式を採用するというところであります。質疑の冒頭に質

疑項目及び質問数を通告し、その後、1項目ずつ3回まで一問一答方式で行うという趣旨であります。

なお、この質疑の対象は、補正予算案の審議においては1事業ごとに1項目としてとらえ、1個の事業項目に対し説明項目が複数ある場合は、その説明事項ごとに質疑があったとしても1項目として取り扱うということであります。

よって、このことも本臨時会から採用したいと存じますので、くどいようではありますが、議員各位におかれましても、町長を初めとする職員の皆様方にも御理解を賜りたいと存じます。

よって、円滑な議会運営ができますよう皆様の御協力をお願いして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御承願います。

なお、山内教育委員会委員長、所用のため

欠席の旨、高木監査委員、所用のため欠席の旨、川崎教育長、所用のため欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（古館繁夫君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、提出案件の概要の説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成23年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

条例の制定について、議案第46号「美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について」は、社会福祉法人の健全な発展を図るため社会福祉法の規定に基づいて、社会福祉法人に対する助成に関し必要な事項を定めようとするものであります。

一般会計補正予算について。内容といたしましては、特別養護老人ホーム緑の苑移転改築事業に係る債務負担行為及び貸付金など学校給食センターの施設改修に係る補正を行うようとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

◎日程第3 議案第46号

○議長（古館繁夫君） 日程第3 議案第46号美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の2ページをお開き願います。

議案第46号美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定について。

美幌町社会福祉法人の助成に関する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては議案の参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第46号関係。

条例名、美幌町社会福祉法人の助成に関する条例。

制定目的につきましては、社会福祉法第58条第1項の規定により、社会福祉法人に対して助成する必要があると認めるときは、社会福祉法人に対する助成に関する条例が必要なことから制定するものでございます。

制定内容。

第1条につきましては、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき条例を制定する趣旨であります。

第2条につきましては、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人の定義を規定しております。

第3条の助成の第1項につきましては、補助金の交付、資金の貸しつけ及び財産の譲渡または貸しつけができる規定であります。

第2項につきましては、財産の譲渡または貸しつけについて、美幌町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例を適用する規定であります。

第4条の助成の対象につきましては、町内で社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う社会福祉法人に対する規定であります。

第5条につきましては、助成の申請手続を規定しております。

第6条の使用制限等の第1項につきましては、助成に係る補助金、貸付金または財産を

助成の目的以外の用途に使用してはならない規定であります。

第2項につきましては、助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、助成を取り消しし、または補助金、貸付金または財産の全部もしくは一部の返還を命ずることができる規定であります。

第7条につきましては、規則への委任であります。

根拠法令等につきましては、社会福祉法であります。

施行日につきましては、公布の日であります。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 1点御質問いたしたいと思ひます。

今回、社会福祉法人の助成に関しては、この条例を制定することによって行くと。根拠は、社会福祉法第58条第1項であるということでもあります。

そこで、過去にも美幌町としては社会福祉法人への補助、あるいは有利な貸しつけというのは現に行われていたというふうに思いますが、なお今回の条例制定に至った経過について、より詳しく御説明をいただければと。

私の記憶によりますと、同様の社会福祉法人への助成については過去類似のケースがあるのではないかと思いますので、あわせて同様のケースがあるのであればお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 大江議員からの質疑は、条例制定の経過というこの1点ですね。

答弁お願いたします。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） まず、1点目の経過につきましては、大江議員おっしゃるとおり、過去にも社会福祉法人、あるいは療育園に対して、そういった補助を債務負担行為

をしながら出してございます。

今回、いろいろ恵和福祉会に対する債務負担行為、あるいは予算を計上する中で法的に調べた経過の中で、いろいろ事務的に調べました。その結果、社会福祉法の58条に規定することで制定しなければならないということが一つの原因です。

ただし、調べていく中で、最高裁判所の判例もありまして、11年10月21日に判決の中で、社会福祉法第58条第1項に規定する条例が制定されていない状態であつて、社会福祉法人に助成された場合であつても、直ちに違法な交付金の支出になるとは言えないということがありますけれども、きちんと明確にするために事務処理をする上の中でこういう条例があるということに気がつき、今回、条例を制定するという事で明確にするために条例制定をお願いしたいというところであります。

よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 引き続き、民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 大変申しわけございません。

過去の類似については、社会福祉協議会に対する補助金、あるいは国立療養所美幌病院から北海道療育園への移譲、開設に伴って開設準備金を16年から10年間の総額で3億3,000万円の予算額、毎年3,300万円を支出しているケース。それから、ふるさと融資でございます。これについては、民間の企業が1件と老健施設1件ということで、過去の事例については4件ございます。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号美幌町社会福祉法人の助成に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第47号

○議長（古館繁夫君） 日程第4 議案第47号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号平成23年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

平成23年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,729万円を追加し、歳入歳出それぞれ106億8,917万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第3条地方債の追加は、「第3表 地方債補正」で御説明申し上げます。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

特別養護老人ホーム緑の苑移転改築事業補助金で、期間は平成23年度から平成33年度までで、限度額は3億1,166万円でございます。これにつきましては、16床の増床を含む多床室30床分の設置に係る町の助

成分で、平成24年度より10年間で負担するものでございます。

内容につきましては、建設いたします全体の120床の建設費から道の補助金を控除しまして1床当たりの単価を算出し、町が助成します多床室の30床分を乗じた額2億5,700万円と、町の助成が10年分割払いということで、当該法人がこの建設費にかかる財源として福祉医療機構から借り入れいたしますので、その利息分として5,466万円、合計3億1,166万円を平成24年度より毎年3,116万6,000円ずつ10年間で支出するものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債の補正でございます。

起債の目的は、地域総合整備資金貸付事業で、限度額は1億5,600万円でございます。

今回の補正につきましては、特別養護老人ホーム緑の苑移転改築に伴い、社会福祉法人恵和福祉会に対し、町債を財源として建設費の一部について、ふるさと融資制度により貸しつけを行うものでございます。このふるさと融資制度につきましては、地方公共団体が地域振興に資するため、民間事業活動を支援するための融資で、地方公共団体が地方債として借り入れをし、ふるさと財団を経由して当該事業者へ無利子で融資される制度でございます。

当然、町が地方債として借りるわけでございますので利息がかかりますが、この利息の75%分について、後年度、地方交付税で措置されることとなっております。

この結果、本年度の地方債の借入総額は8億9,690万円となる見込みでございます。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。一番上の一般事務費の増、貸付金1億5,600万円の増でございますが、これは先ほど地方債の補正で御説明

申し上げましたとおり、特別養護老人ホーム緑の苑移転改築に伴い、社会福祉法人恵和福祉会に対しまして、町債を財源として建設費の一部について、ふるさと融資制度により貸しつけを行うものでございます。

その下の施設維持管理事業費の増、修繕料129万円の増額補正でございます。これにつきましては、本年2月、岩見沢市の学校給食による食中毒の発生に伴いまして、北海道教育委員会等が全道一斉調査を行い、本町では5月31日に実施されたところでございます。

この調査の結果、調理室の前室にあります調理従事者用トイレの中に専用の手洗い設備が必要であるとの改善指導を受けたところでございます。

この改善指導を受けまして、現在二つありますトイレの一つにし、そこに自動消毒手洗い設備を設置するとともに、自動洗浄便器への取りかえと給排水設備及び内部改修を夏休み期間中に実施するものでございます。

次に、議案の15ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入でございます。一番上の前年度繰越金の増129万円につきましては、今回の補正に係る財源を繰越金に求めるものでございます。

その下の町債につきましては、地方債のところで御説明申し上げましたので説明は省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副議長（染谷 良君） ただいま総務部長から一般会計補正予算（第5号）について説明をいたしました。私のほうから1点だけ補足説明をさせていただきたいと思っております。

議案の8ページでございます。第2表、債務負担行為の補正について補足をさせていただきたいと思っております。

今回のこの補正でありますけれども、今年度着工予定をしている新型特養の建設費に対

して町が助成しようとする補助金の債務負担行為でございますけれども、今後、このほかに移転改築に伴い、利用者負担の軽減対策に要する助成ということで、個室利用に伴う激変緩和対策と社会福祉法人軽減制度に基づく助成、それに介護報酬減算の助成、大きく三つの助成を考えているところでございます。

なお、これらにつきましては、24年4月以降の実施となりますので、今後、24年度予算の中で御審議を賜りたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 17ページ、需用費の中の施設維持管理事業費の増であります。このことについて、私、3月定例会において給食センターのことでお聞きしました。やはりこのときも岩見沢の食中毒の関係で、予算の中で別な消毒、あるいは施設の掃除ができないかということをお聞きしたつもりであります。その中で、部長は、たしか掃除は万全だという言い方、大きな休みのときだとか、冬休み、夏休みの間にしていますと。ただ、そのときに消毒のお話はされていませんでした。

このとき、やはり私が懸念していたのは、こういうことなのです。たまたま北海道給食センターのほうからこのような指導改善ということがありました。これはこれでまたちゃんと受け入れなければならないと思っています。そのときに思ったのは、美幌町でもう一度ちゃんと自分たちで見て、改善するものは改善するというものがないのかということなのです。というのは、これもたまたま私が思いついただけの話ですけれども、例えば入り口にエアシャワーをつけるだとか、あるいは、調理室の前に虫除け、あるいはほこりをとるようなエア室をつけるだとか、そんないろいろなものをもう一度見直す必要がある

のではないかと思うのですけれども、その辺いかがなものでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 今、大原議員のは1点で、給食センターの改善、ほかに何かないのかと、その1点ですね。

教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） ただいまの御質問でございます。

3月に私のほうで、そういうような形で確かに答えております。

今回、議員御承知のとおり、岩見沢市の学校給食による大規模な食中毒が発生したということで、1,000人を超す非常に多くの有症者を発生しまして、学校給食を提供する者にとってはあってはならない自体が発生しております。

それで、道のほうからもいろいろ指導は来ておりますけれども、学校給食の衛生管理につきましては食品衛生法の遵守、これはもとより、学校給食法に基づきまして文部科学省が定めます学校給食衛生管理基準、これによりまして適正な衛生管理を現在行っているところでございます。それによりますと、この衛生管理基準といいますのは、ハサップという基準がありまして、HACCPというのですが、これに基づいて食品の安全衛生管理の手法、この考えに基づいて、例えば消毒であるとかそういったようなこともやっております。

現在、保健所それから道教委合同で入ってきておりますけれども、指摘事項としては3点ありましたけれども、現在のところ施設的にハードとして改善しなければならないというのは、今回のトイレだけということでございます。

あと2点ありますけれども、2点につきましてはソフト面ということで、例えば工程管理の中で名前が明記されていない、衛生管理委員会の体制がまだとられていないだとか、そういったようなこととなっております。

消毒設備の面の改正等につきましては、今のところ指導はありませんけれども、学校給

食衛生管理基準に基づいて行っておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 部長、大原議員がおっしゃっていた具体的な何点かについては検討はされないのですか。

○議長（古舘繁夫君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 施設の改修につきましては、美幌町の学校給食センターにつきましては平成8年に新築移転をしております。それまでの旧センターにおいてはウエット方式ということで、常に床が濡れているというような状態で、今回2月に起きた岩見沢の給食センターは、そういう古いシステムを使っていました。今現在、美幌町のセンターはドライシステムということで、常に床とか乾燥した状態で、空調設備もあって菌が発生しにくいという状況でありますので、建設後十数年たっていますけれども、かなりそういった意味では、衛生管理についてはかなり設備は整っているということで判断しております。

なお、先ほど部長のほうからも答弁したように、年2回ほど北見保健所のほうから現地指導がありまして、その中でも学校給食衛生管理基準に基づいていろいろ調査を受けていますけれども、今のところ施設、ハード的な部分は特に指摘がありませんので、なくても今後いろいろな部分で衛生管理については徹底を図っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 11番大原昇さん。

○11番（大原昇君） 部長、私が言っているのは、道のほうから指摘を受けて、その部分に対しては改善していると、だからいいのだというふうに私はとるのです、今の答弁で。そういうことを言っているのではないですよ。それに輪をかけて、美幌独自の調査をしながら、またそれを改善する余地はないのかということなのです、聞いているのは。だからさっき言った一つの例ですけれども、エアシャワー室だとか、そういう考える余地はないのですか。言われれば言われただけでい

いのですか。違うでしょう。1,000人以上の子供たちが教育委員会のほうで預かっているのですよ、命を。もう少し真摯に考えてもらわなければ、言われたからそれだけでいいということではないと思います。もう一度お聞きします。美幌町独自で調査をして改善するようなことはないのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） ただいまの御質問なのですけれども、ちょっと言い方が悪くて申しわけありませんけれども、道から言われたことだけやるということではなくて、美幌町の給食センター独自にも、先ほど言いましたように衛生管理基準のマニュアルというものがありますので、それに沿って改善すべきところは独自に改善をいたしております。そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 部長、例に挙げたことについては触れなくてもいいですか。はい。

11番大原昇さん。

○11番（大原 昇君） 大変申しわけないですけれども、私、くどいですが、マニュアルだとか、それはそれなのです。私が言っているのは、美幌町独自というのはマニュアル外のことなのです。やはり、前、部長が、3月に私が聞いたときには、何でもありません、万全を期していますというような言い方です。今、主幹も似たようなことを言ったのです。違うのです。その枠から一歩はみ出ていかなければ、安全というものはできてこないと思うのです。マニュアルはマニュアルですよ。

外れますけれども、防災マップ、それはそれでいいのか。今回の震災の関係でそのとおりでしたらもっと人命は失われています。違うでしょう。この震災、今回はいろいろなものを見直す、それと同じだと私は思っているのです。ですから、マニュアルというものにこだわらないで、やはり自分たちで努力してもらおう。あるいは改善するという本当の思

いがあれば、私は何とか乗り越えていけるといような思いがあるのです。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） マニュアルということで、マニュアルどおりやっていたらいいのかという御質問だと思っておりますけれども、確かに先ほど来お答えしているマニュアルというのが文科省のほうで定めています。このほかにも、余りマニュアルマニュアルと言うとまたあれなのですけれども、大量調理施設衛生管理マニュアルというものが、これは厚生労働省のほうで定めたものがあります。これは1日の食数が750食以上を提供する調理施設ということで、これは学校給食だけではなくて、例えば社会福祉法人とか病院とか、こういうところも対象になっています。

このほかに、北海道教育委員会でも同じように学校給食の衛生管理マニュアルというのがありまして、マニュアルだけやっていたらいいのかという議論もあると思うのですけれども、このマニュアルに非常に細かいことまでつづさに規定されていますので、これをクリアすればかなりの部分で衛生管理は図れるのかなというふうに考えています。

今回、全道一斉点検で全道500数十カ所、学校給食施設を道教委と保健所が合同で調査していますけれども、90%でこのマニュアルをクリアしていないということなものですから、そういった部分では今後もこの三つのマニュアルに基づいて現場としては衛生管理に努めてまいりたいと思いますし、さらには、美幌の給食センター独自でこのマニュアルにないものがありましたら、またいろいろな部分でそこら辺は衛生管理の向上について鋭意検討して、実施できるものは実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密琇君） 同じところでちょっとお聞きしておきたいのですが、みずからそういう施設を見て回って研修しているなんていうことはあるのかどうなのか、その辺をお伺いしておきたいと思いますが。

○議長（古舘繁夫君） 学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 当然、私もそうですけれども、栄養士も含めて、毎日調理場の中に入って衛生管理の点検をしております。

例えば、最近新築したような置戸町とか、お隣の大空町も学校給食センターを新築しておりますので、そこら辺も視察等に行き現場を確認させていただいております。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密琇さん。

○10番（宗像密琇君） わかりました。

ところで、今、大原議員のほうからもいろいろ質問させていただいても納得いっていないようですので、私のほうからも一言申し上げておきたいのですが、一般の企業、食品等を扱っている会社は、髪の毛一本で大体会社がつぶれると言われてますね。

今回、食中毒の問題ということは大変な問題ですけれども、そのぐらい一般企業の方々の努力というのは物すごいものなのです。ですから、そういうところをもう一度よく研究して、間違いのないところを求めて今質問させていただいているのです。

ですから、マニュアルとかそういうことばかりではなくて、絶対これだけは間違いのないぞというぐらいまでの研究をして施設の改修に当たるべきだなと。そういうことで言わせていただいているので、通り一遍の答弁ではなくて、積極的に子供たちの健康に注意していくということを、今、大原議員と私のほうから御忠告申し上げているので、さらにその決意のほどをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（古舘繁夫君） 今、宗像議員から積極的な取り組みということを訪ねておりますね。

教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） ただいまの御質問なのですけれども、積極的な取り組みということで、栄養士、衛生管理責任者ですけれども、ほかの施設だとかそういうところを見て、衛生管理のいいところは取り入れるということで、衛生管理に徹底を図ってまいりたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、学校現場では絶対に起こしてはならない食中毒ということで、今までも適正な衛生管理には努めておりますけれども、今後におきましても衛生管理のさらなる指導の徹底を行うとともに、食中毒の発生ゼロということ、それから、おいしく安全で安心な給食の提供ということで目指してまいりたいと考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 17ページの今の修繕料のところなのですけれども、まず、トイレの場所の質問をしたいと思うのです。玄関から入って行って左側にあるトイレのことなのか、そして二つあるトイレを一つにするという説明でしたけれども、調理室のほうの、もっと私たちがわからないところにトイレがあって、そのトイレを改修することなのか、まずそこを1点お聞きしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 今、岡本議員から改修する場所のお話がありました。その1点です。

学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 今回修繕する場所につきましては、調理室に入る前に前室というのがあります。そこに調理員専用のトイレが2カ所あります。今回修繕するのは、その前室にある場所を、2個あるのを一つにして、その中に自動の手洗い消毒器をつけるというようなことで考えております。

○議長（古舘繁夫君） 8番岡本美代子さ

ん。

○8番（岡本美代子君） 今の説明では、通常、私たちそんなに行くことはないのですけれども、給食センターに行った方がすぐ使用させていただく向かって左側のトイレではないということですね。それであれば自分では把握していない場所なので、ちょっとわからないところもあるのですけれども、通常使わせていただいているようなあの場所でさえもだめなのかと思うと、非常に基準がどういう基準で、また一段と。そうなると、全体的な飲食店や何かかなり関係してくるのかなと思ったのでお聞きしました。

専用の手洗いとか自動配水の設備ということなのですけれども、それは基準にのっとってこれからやっていくということなのですけれども、先ほど説明されましたように、大量の2,000食近い食品を提供する施設としまして、先ほど、いろいろな基準にのっとってやっているということなのですけれども、私が一番懸念しているところは、携わる人方の健康管理ということが非常に大きなことになってくるのではないかなと思っているのですけれども、その辺に対しまして、何かこういうことをやっていますということがあれば、ちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 職員の健康の話ですね。

学校給食主幹。

○学校給食主幹（石田勇一君） 栄養士、調理員については健康管理ということで、それぞれ健康状態のチェックを毎日しております。検便についても毎月2回それぞれやっております。私たち事務職員についても毎月やっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 8ページの債務負担行為についてお聞きしたいと思います。

特別養護老人ホーム緑の苑移転改築事業補助金の総額が10年間で3億1,166万円

ということにお示しをいただきました。

そこでお聞きいたしますが、緑の苑の移転、経営移譲の最終段階で、増床及び多床室の負担を4億7,589万4,000円ということで見込まれておりました。最終的にこの金額が3億1,166万円ということで、1億6,423万4,000円、10年間トータルすると減るということでよろしいのでしょうか。減るとすれば、それは何から来ているのか。多分、建築の単価がそれだけ下がったということかなというふうに思っておりますが、その部分をお示しいただきたいというふうに思います。

先ほど副町長から、経営移譲に伴う経費負担増の要素は、これは非常に大きかったですよね。32年間で6億9,670万円、町の負担がありますということで御説明をいただいております。もちろん直営によりますと42億3,360万円、町の負担がある。それとの比較考量でどの道を選ぶべきかということで相当な議論があった、その一構成要素なので、その部分についてお示しいただければというふうに思っております。

そのほかに、当然、5年間の激変緩和とか低所得者対策だとか、多床室の介護報酬の差を見ますよということで、トータルで6億9,670万円という、経営移譲に伴う町の負担というのがありますが、それが最終的には1億6,423万4,000円減額になるのだということだというふうに思っておりますが、その部分もそういう理解でいいのかということでお示しいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 大江議員は、債務負担行為に係る内容についてですね。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） まず最初に1点目ですけれども、大江議員さんおっしゃるとおり、当初、21年10月9日に議決いただいたときの項目の中に、先ほど副町長が申し上げました五つの項目がございます。そのうち、今回については債務負担行為とふるさと融資を提案させていただき、残りの三つにつ

いては新年度予算。その中で、1点目の今回の債務負担行為、当初端数ですけれども、議会でお示した16床の増床を含む多床室の設置で、30床の部分については当初の計画の中では4億7,500万円ということで、今回、3億1,166万円になった理由につきましては、当初につきましては、道の1床当たりの単価、あるいは実際やられている町村の単価を基準にして積算しております。今回、恵和福祉会のほうにおいて、基本設計、実施設計をやりまして、その結果、恵和福祉会からの事業計画によりましての単価の減でございます。

それと全体的に、額については大江議員さんおっしゃるとおり、1億6,340万円の減でございます。債務負担行為については減であります。

それと、4億7,500万円が、今回、多床室の設置に伴って3億1,166万円になったという点と、後ほど、地方債の補正の中で、当初、町の負担分を2億800万円と認めたということで、今回、対象額が2億円から1億5,600万円になったことに伴って、町の負担、地方交付税が75%入ることによって800万円から520万円に減になるということで、最終的には当初計画していた6億6,470万円から比べると、1億6,614万円の今回の減額であります。

あとの副町長から説明した3項目については、現段階でまだ利用実績等をやっていませんので、24年度に向けて、その当初計画した金額と比べて、積算していきたいと考えていますので、御理解お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副議長（染谷 良君） 私のほうから若干補足をさせてもらいたいと思います。

今、お示しているのは、あくまでも見込額ということで、建設費、これがこの後入札をして実際の額が決まります。また、その段階で若干の増減が生じると思いますが、これはまたこの部分については年度末までの補正ということもあり得るかと思っております。

また、私のほうで前段補足説明をさせてもらった激変緩和等の三つの助成でございますけれども、これは今のところまだ確定に至っておりません。これも年度末、あるいは年末までの間におおよその枠が固まった段階で24年度の予算の御審議をいただきたいということでございますが、激変緩和対策については5年間、それから入所者の方の社会福祉法人減額、これについては制度ある限りは毎年生じると思いますが、その部分。それから介護報酬減額分、これは一応試算では10年間という予定で御提示しておりましたけれども、これもまた改めて期間等も含めてあわせて御提案をし、御審議を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 想定していた範囲の御答弁だったというふうに思います。

ただ、経営移譲によりまして6億9,670万円というのは、32年間の差額だったので、今、担当部長12年間の差を示されたので、その違いが数字の上ではありますが、考え方そのものとしては承知いたしました。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 8ページ、債務負担行為を受ける補正についてお聞きしたいと思っております。

実は、先ほど説明がありました。金額は、私、荒っぽい言い方をしますが2億5,000万円と。ほかに金利がかかって3億1,000何がしだというお話でした。もし間違っていたら御指摘ください。

ただ、私がお聞きしたい点は、美幌町には基金がある。五、六千万円を超える金利負担までして町民に負担をかけるのだったら、もし美幌町に福祉基金というものがあって、つくることによって金利負担をなくす方法だつてあるのではないかと私は思うものから、どこそこのあそこに支出するのがだめだ

ということではなくて、額の、金利負担まで考えた場合、簡単に言えば福祉基金からの支出をもって、ある程度ですよ、全額ではないにしても。そこら辺の経営感覚という点でお聞きしたいなど。どういう関係で全額金利のかかるお金で運用しなければいけないのかなど、そういう意味でお聞きしたいということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 今、吉住議員は、債務負担行為に係る利息などについての質疑です。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 吉住議員の御質問でございますが、確かにお金を借りた中で10年分割で払うということになれば、当然金利がかかってくるわけでございますけれども、福祉部門についてはこれから後年度、さまざまな福祉施策が出てくるという部分から考えますと、全部それを使ってしまうというのはいかがなものかなという部分がございます。

それともう一つ、福祉機構でおかりする金利が通常よりも軽減措置がありまして、非常に低い金利で借りられているという部分がございます。そういった意味から、基金の積立額が生む利息と、それから、ここでお支払いする利息の差がそう変わらないということで、今回そういう10年の分割で財政運営上は特に大きく開きがあるという判断はしておりません。

ただ、吉住議員おっしゃるとおり、そのことも十分理解はするところでございますが、私どもの財政運営上も、一遍に使ってしまうという部分も不安要素になりますので、そういったことも含めて全体的に考えて10年分割という形でお支払いする形をとらせていただいたということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 遠慮なく、私が間違っていれば言ってください。先に前置きしておきます。

私は、福祉基金というのは、何かあったときの備えのためという意味もわかります。だけれども、2億何千万円だとか3億6,000万円だったか、ちょっと数字、そちらから逆に教えていただきたいのですけれども、使い道そのぐらいあったかなというふうに思っています。そうなると、例えば来年に一遍に、僕、全額取り崩して使えなんか言ってないのですよ。もともとの二億五、六千万円の金の仮に1億円でも、いつかそういう趣旨で、いざ何かあったときはあったときでも、他の基金の流用だってテクニックとしてはあるわけですから、わざわざ金利を、逆にこれは経営術だと思うのですよ。

これは釈迦に説法なところもあって申しわけないのですが、それこそ先ほど宗像さんが言った民間感覚ですよ。火の車だったら余計、預けたって金利なんて安いわけですから、むしろ借りた金利のほうが高いのは、これは常識ですよ。そうするならば、2億円も3億円も、もちろん来年使うための金もあるでしょう。だから、全額ではないにしても、荒っぽい言い方で3億何ぼがあるとするならば。今、ちょっと数字はでたらめです、それも今度の答弁のときにお示ししていただきたいのですけれども、もともとは2億何千万円ですから、その半額ぐらい、もしくは3分の1ぐらい基金を取り崩すことによって、それだっただけどこかに消えるわけではないですよ。後年になれば、極端に言えば戻ってくるのですから、借りたら支払いはどっちみち起こすのですから、私はなくなると思っていないのですよ。ちょい借りしているだけのことで、庁舎内で。そういう発想という意味でいま一度、それから基金の数字も含めておわかりでしたらお教え願いたいのですが。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副議長（染谷良君） 前段、ただいま御指摘いただいている状況に応じて、いろいろな運用があるのではないかと御指摘だと思いますので、本当に今の情勢というのは議員が今御指摘いただいたとおりでございますし

て、従来からの考えだとか、あるいは型にはまった運営だとか、そういったことは現に見直しをしながらやらなければならない問題だと思いますので、御指摘いただいた点、十分踏まえながら運営をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 基金の残高でございますけれども、福祉基金、本年度予算ベースで、見込みですが残高3億4,200万円ほどになります。

それで、先ほど吉住議員の指摘で3億4,000万円あるうちの一部繰り入れてもいいのではないかというお話でございましたが、当然、当初予算においても、この福祉基金を取り崩して財源充当している部分もございません。現在の福祉施策に充当する部分もありますので、そういった全体の流れの中でこの福祉基金を継続して取り崩して充当するという形、財政運営上とっております。

先ほど言いましたように、今回の利息につきましては、この福祉機構から借り入れる特別優遇措置として、0.5%優遇措置がとられるということで、通常の金利より0.5%安く借りれるというのも正直言ってございます。基金の積み立ての利率と借り入れする利率の差額はさほどないという部分もありますので、全体的に眺めた中で財源充当をしていくということで、財政運営上考えた中でこういう形をとらせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 美幌町の親分は町長さんですので、これは今度は町長さんにお聞きしたいと思ひています。そういう意味で町長さん、御理解ください。

これはやはり腹なのですよ。やはりうちも金庫番がうーんと言うときがあるのです。上司が言っても、でも、やはり最後は社長判断

ということもあり得ると思ひます。今、福祉基金の金額も3億4,000万何がしだというふうにお聞きしました。でも、まだ美幌町には基金があります。手順を踏めばいつか借りられる仕組みもあったかな。例えば、それが3年後使う目的であってもですよ。そうすると、その分だけの金利が0.5%安いではなくて、金利がかからないでしょうぐらいの思ひでいるものですから、それもちよっと私の思ひだけで恐縮なのですが、そこら辺、町長さんの思われるところがあればお聞きしておきたいなという趣旨です。これは町長さんにお願ひしたい。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、質問を聞いていて、全く新しい発想で実は感じ入っていたところでもあります。

先ほどの給食センターのこともそうなんですけれども、今、災害を経験して想定外という言葉も使えないと我々思っておりますので、ありとあらゆることを考えていかなければいけない。先ほどの問題もそうでした。今の基金の使い道についても、たまたま条例をもって確実に安心して預けられるところに預けようというのが基金条例の中でうたっておりますけれども、それをどう使うかは今おっしゃったようなことで、今回の場合だけに限らずあらゆることをやはり我々想定していかなければいけないのではないかなと思っておりますので、今、議員御指摘いただいたこと、あるいは先ほどの補正予算の給食センターのことも含めて、我々の発想ももうちよっと柔らかく考えていかなければいけないかなという、そういう思ひで受けとめておりました。

基金も相手方に貸すということが果たしてできるかどうか、法的なことも含めて、町の負担分を基金で補うという財政措置はできると思ひますけれども、社会福祉法人に貸しつけできるかどうかは、それは研究の余地があるので、今回は違ひますけれども、今おっしゃったようなことは発想として、もうちよっと緩やかに大胆な発想も必要なかな

という思いで、今後のことについての考え方
ということで受けとめさせていただきたい
と、そんなふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めま
す。

これで質疑を終わります。

これから、議案第47号平成23年度美幌
町一般会計補正予算（第5号）についてを採
決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の
方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決され
ました。

◎閉会宣告

○議長（古館繁夫君） 以上で、本臨時会に
付議されました案件は全部終了いたしまし
た。

会議を閉じます。

これで、平成23年第6回美幌町議会臨時
会を閉会します。

午前11時06分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員